

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2018年5月16日

【事業年度】 第48期(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

【会社名】 富士ソフト株式会社

【英訳名】 FUJI SOFT INCORPORATED

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 坂下 智保

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地

【電話番号】 045 - 650 - 8811(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 内藤 達也

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地

【電話番号】 045 - 650 - 8811(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 内藤 達也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

2017年度より、年号は西暦で表記しております。

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2018年3月19日に提出いたしました第48期(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)有価証券報告書の添付書類のうち定款に誤記がありましたので、当該添付書類を差し替えるため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

(添付資料の差し替え)

定款

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

その他の非業務執行取締役との責任免除条項の誤記を訂正するものです。(訂正箇所以外は省略)

(訂正前)	(訂正後)
(取締役の責任免除) 第24条 1(条文省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及びその他の業務執行取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(取締役の責任免除) 第24条 1(条文省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及びその他の非業務執行取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

以 上